

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成18年11月30日(2006.11.30)

【公開番号】特開2001-358733(P2001-358733A)

【公開日】平成13年12月26日(2001.12.26)

【出願番号】特願2001-108265(P2001-108265)

【国際特許分類】

H 04 L 12/40 (2006.01)

G 06 F 13/12 (2006.01)

【F I】

H 04 L 12/40 Z

G 06 F 13/12 330 A

【手続補正書】

【提出日】平成18年10月13日(2006.10.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ユニバーサルシリアルバス(USB)をピアツーピアネットワークとして用いる方法であって、

ルータを備えるホストプロセッサをUSBに接続するステップと、

それぞれ互いに対し、かつ前記ホストプロセッサに対してピアである複数のデバイスを前記USBに接続するステップと、

前記複数のデバイスまたは前記ホストプロセッサのうちの1つにおいて、メッセージを形成するステップと、

前記メッセージの前にヘッダを付加するステップと、

前記ルータおよび前記USBを介して、前記メッセージを前記デバイスのうちの1つから他の任意のデバイスに、または前記ホストプロセッサに直接伝送するステップと、を含む、方法。

【請求項2】

ユニバーサルシリアルバス(USB)をピアツーピアネットワークを用いるシステムであって、

ホストメッセージハンドラを含み、メッセージの前にヘッダを付加するよう構成され、該ホストメッセージハンドラは、該ヘッダを認識するよう構成された、ホストプロセッサと、

前記ホストプロセッサに連係され、それぞれデバイスマッセージハンドラを含み、前記メッセージの前に前記ヘッダを付加するよう構成された複数のデバイスであって、前記デバイスマッセージハンドラもまた、前記ヘッダを認識するよう構成された、複数のデバイスと、

前記ホストプロセッサに連係された前記複数のデバイスのうちの任意のデバイスと前記ホストプロセッサ間で、ユニバーサルシリアルバス(USB)を介して前記メッセージを直接ルーティングするよう構成された、前記ホストプロセッサに連係されたルータと、

を備える、システム。

【請求項3】

ユニバーサルシリアルバス(USB)をピアツーピアネットワークとして用いるための

プログラムを記録したコンピュータ読み取り可能媒体であつて、

前記プログラムは、

ルータを備えるホストプロセッサをUSBに接続するステップと、

それぞれ互いに対し、かつ前記ホストプロセッサに対してピアである複数のデバイスを前記USBに接続するステップと、

前記複数のデバイスのうちの1つにおいて、メッセージを形成するステップと、

前記メッセージの前にヘッダを附加するステップと、

前記ルータおよび前記USBを介して、前記メッセージを前記デバイスのうちの1つから他の任意のデバイスに、または前記ホストプロセッサに直接伝送するステップと、

を実現するよう構成されている、コンピュータ読み取り可能媒体。